



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和6年9月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6 年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定 保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(令和6年3月5日保医発 0305 第10号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について
- 別添4 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3 月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第10部第1節第4款K259の(4)次に次を加える。 K259 角膜移植術
 - (5) 培養ヒト角膜内皮細胞移植術は、水疱性角膜症の患者に対して、培養ヒト角膜内皮細胞を前房内に注入して角膜内皮細胞移植を行った場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。
- 2 別添1の第2章第10部第1節第8款K571の次に次を加える。

K574 心房中隔欠損閉鎖術 1 単独のもの

- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。
- (2) 本治療の実施に当たっては、「K555」弁置換術が適応とならない理由を 診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K 5 7 4-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術

- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。
- (2) 本治療の実施に当たっては、「K555」弁置換術が適応とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	95 点
ロー小臼歯・前歯	59 点
(2) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロー小臼歯・前歯	15 点
2 直接法	
(1) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロー小臼歯・前歯	15 点
(2) その他の場合	
イ 大臼歯	33 点
ロー小臼歯・前歯	21 点
(ファイバーポスト)	
1本につき	61 点
M005 装着	
1 歯冠修復物(1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ログラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
② 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4 点
2 仮着(1 歯につき)	4 点
3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ログラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
(2) 歯科用合着・接着材料 II	12 点
(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン	4 点

M009 充填(1 窩洞につき)	
1 歯科充填用材料 I	
(1) 複合レジン系	11 H
イ 単純なもの	11点
ロー複雑なもの	29 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	0 5
a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	21 点
ロー自動練和型	0 1
a 単純なもの	9点
b 複雑なもの	23 点
2 歯科充填用材料 Ⅱ	
(1) 複合レジン系	4 ⊢
イー単純なもの	4点
ロー複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	o H
a 単純なもの	3点
b 複雑なもの	8点
ロー自動練和型	a H
a 単純なもの	6点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー 対抗なよる	1 050 =
複雑なもの (2) 4.2.0.2.5	1,650 点
(2) 4分の3冠	2,062 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯	
イインレー	ንርር ቱ
a 単純なもの	366 点
b 複雑なもの	677 点
ロ 5分の4冠	852 点
ハー全部金属冠	1,072 点
(2) 小臼歯・前歯	
イインレー	040 =
a 単純なもの	249 点
b 複雑なもの	495 点
ロ 4分の3冠	612 点
ハ 5分の4冠 - Amages	612 点
二 全部金属冠	767 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	

a 単純なもの	25 点
b 複雑なもの	44 点
ロ 5分の4冠	57 点
ハー全部金属冠	70 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	10 m
(Z) か口困・削困・孔困 イ インレー	
	1.C. =
1 1 2 2	16 点
b 複雑なもの	33 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	40 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	40 点
二 全部金属冠	51 点
M010-2 チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	612 点
(2) 小臼歯	612 点
(3) 大臼歯	852 点
2 銀合金	
(1) 前歯	40 点
(2) 小臼歯	40 点
(3) 大臼歯	57 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イー大臼歯	366 点
ロー小臼歯・前歯	249 点
(2) 銀合金	
イー大臼歯	25 点
ロー小臼歯・前歯	16 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	8 点
ロー自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	956 点
2 銀合金を用いた場合	113 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
② 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

1 前歯 CAD/CAM冠用材料(IV) 388 点 2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 163 点 3 大臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) 316点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算 定する。 (2) CAD/CAM冠用材料(V) 615 点 M015-3 CAD/CAMインレー (1歯につき) 1 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 163 点 2 大臼歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 316 点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算 定する。 M016 乳歯冠 (1歯につき) 1 乳歯金属冠 30 点 2 その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。] 1 歯につき 1点 M016-3 既製金属冠 (1歯につき) 29 点 M017 ポンティック (1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 1,234 点 口 小臼歯 929 点 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 56 点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 741 点 口 小臼歯 929 点 ハ 大臼歯 1,234点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 71点 口 小臼歯 71点 ハ 大臼歯 71点 M017-2 高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき) 1,629 点 M018 有床義歯

M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯 (1床につき)	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7点
2 総義歯(1顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	10 ///
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	37 点
M020 鋳造鉤 (1個につき)	01 ////
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ・大・小臼歯	1,871 点
ロー大歯・小臼歯	1,517 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	1, 022 ///
イ大臼歯	1,522 点
ロー犬歯・小臼歯	1, 169 点
ハ 前歯(切歯)	900 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	300 M
(1) 双子鉤	
イ・大・小臼歯	987 点
ロー犬歯・小臼歯	772 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	112 ///
イ大臼歯	677 点
ロー犬歯・小臼歯	589 点
ハ 前歯(切歯)	546 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1個につき)	0 //K
1 不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2 14 カラット金合金	0 //K
(1) 双子鉤	884 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	683 点
M021-2 コンビネーション鉤(1 個につき)	000 //K
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及	が特殊綱を用いた場
合	(0 17 17 17 17 17 17 17 1
(1) 前歯	273 点
(2) 犬歯・小臼歯	294 点
(3) 大臼歯	339 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鉧	
(1) 前歯	30 点
(2) 犬歯・小臼歯	30 点
(3) 大臼歯	30 点
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	00 ////
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	111 777

(根面板の保険医療材料料(1歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

イ 大臼歯677 点ロ 小臼歯・前歯495 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯44 点ロ 小臼歯・前歯33 点

(キーパー)

1個につき 233点

M023 バー (1個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,582 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合(1顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

- 1 別表のIIの 123 (1) ②中の「又は冷凍アブレーション用のカテーテル」を「、冷凍アブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテーテル」に改める。
- 2 別表のIIの 123 (2) 中の「熱アブレーション用 (6区分)及び冷凍アブレーション用 (2区分)の合計 8区分」を「熱アブレーション用 (6区分)、冷凍アブレーション用 (2区分)及びパルスフィールドアブレーション用の合計 9区分」に改める。
- 3 別表のⅡの123(3)⑧に次を加える。
 - ⑨ パルスフィールドアブレーション用 次のいずれにも該当すること。
 - ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルス フィールドアブレーション用のカテーテルであること。
 - イ 高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルでないこと。
 - ウ ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う 機能を有すること。
- 4 別表のⅡの189を削除する。
- 5 別表のⅡの227に次を加える。
 - 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット 次のいずれにも該当すること
 - ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品(1) ヒト体細胞加工 製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。
 - ② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。
 - 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット 次のいずれにも該当すること
 - ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。
 - ② 大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖する ことを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット (デリバリーシステムを含む。)であること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 Iの3の123を次に改める。
 - (1) 熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外式ペーシン グ機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテ ル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
 - (2) パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカ用カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。
- 2 Iの3の189を削除する。
- 3 Iの3の227の次に次を加える。
- 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
 - (1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が 0.7 未満であること及び不可 逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1 回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。
 - (2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
 - (3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

229 弁周囲欠損孔閉鎖セット

- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
- (2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- (3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K555」弁置換術 が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について(傍線の部分は改正部分)

	(傍線の部分は改正部分
改 正 後	改正前
改 正 後 別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 ~ 第 9 部 (略) 第 10 部 手術	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部~第9部 (略) 第10部 手術 1~26 (略) 第1節 手術料 第1款~第3款 (略) 第4款 眼 K199~K258 (略) K259 角膜移植術 (1)~(4) (略) (新設)

人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、心尖部アプローチで実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

(2) 本治療の実施に当たっては、「K 5 5 5」弁置換術が適応 とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

K574-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術

- (1) 弁周囲欠損孔閉鎖術は、大動脈弁位又は僧帽弁位における 人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心 不全若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リス クが高い患者のうち、本品による治療が医学的に必要である と判断された患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を 遵守し、順行性アプローチ又は逆行性アプローチで実施した 場合、本区分の所定点数を準用して算定する。
- (2) 本治療の実施に当たっては、「K555」弁置換術が適応 とならない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

 $K581 \sim K627 - 4$ (略)

第9款~第13款 (略)

第2節・第3節 (略)

第11部~第14部 (略)

第3章 (略)

(新設)

K581~K627-4 (略) 第9款~第13款 (略) 第2節・第3節 (略) 第11部~第14部 (略) 第3章 (略) 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

		(方成り)	部分は以正部分)
改 正 後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
材料料		材料料	
M002 支台築造		M002 支台築造	
(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))		(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))	
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	と使用した本数分	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	使用した本数分
のファイバーポスト料との合計により算定する。		のファイバーポスト料との合計により算定する。	
1 間接法		1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合		(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	95 点	イ 大臼歯	84 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>59 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	52 点
2 (略)		2 (略)	
M005~M009 (略)		M005~M009 (略)	
M010 金属歯冠修復 (1個につき)		M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) インレー		(1) インレー	
複雑なもの	1,650 点	複雑なもの	1,479 点
(2) 4分の3冠	2,062 点	(2) 4分の3冠	<u>1,848 点</u>
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>366 点</u>	a 単純なもの	332 点
b 複雑なもの	677 点	b 複雑なもの	614 点
ロ 5分の4冠	<u>852 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>772 点</u>

ハー全部金属冠	1,072 点	ハー全部金属冠	972 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	249 点	a 単純なもの	226 点
b 複雑なもの	<u>495 点</u>	b 複雑なもの	449 点
ロ 4分の3冠	612 点	ロ 4分の3冠	555 点
ハ 5分の4冠	612 点	ハ 5分の4冠	555 点
二 全部金属冠	<u>767 点</u>	二 全部金属冠	696 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	25 点	a 単純なもの	23 点
b 複雑なもの	44 点	b 複雑なもの	40 点
ロ 5分の4冠	57 点	ロ 5分の4冠	51 点
ハー全部金属冠	<u>70 点</u>	ハー全部金属冠	63 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>16 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>33 点</u>	b 複雑なもの	<u>30 点</u>
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
二 全部金属冠	<u>51 点</u>	二 全部金属冠	46 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	612 点	(1) 前歯	555 点
(2) 小臼歯	612 点	(2) 小臼歯	555 点
(3) 大臼歯	852 点	(3) 大臼歯	<u>772 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	40 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	40 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大臼歯	57 点	(3) 大臼歯	51 点
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	366 点	イ 大臼歯	332 点
ロー小臼歯・前歯	249 点	ロ 小臼歯・前歯	226 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	25 点	イ 大臼歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	16 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	956 点	1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	866 点
2 銀合金を用いた場合	<u>113 点</u>	2 銀合金を用いた場合	102 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1歯につき)		M017 ポンティック (1歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
口 小臼歯	929 点	ロー小臼歯	842 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>56 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	ì	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	ì
イ 前歯	<u>741 点</u>	イー前歯	672 点
口 小臼歯	929 点	口 小臼歯	842 点
ハー大臼歯	1,234 点	ハー大臼歯	1,118点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>71 点</u>	イ 前歯	65 点
口小臼歯	71 点	ロー小臼歯	<u>65 点</u>
ハ大臼歯	71 点	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2~M019 (略)	11 11/1/	M017-2~M019 (略)	00 1117
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ大・小臼歯	<u>1,871 点</u>	イ大・小臼歯	1,649 点
ロー大歯・小臼歯	<u>1,871 点</u> 1,522 点	ロー犬歯・小臼歯	1, 341 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	1, 022 m	(2) 二腕鉤 (レストつき)	1, 541 <u>m</u>
イ大臼歯	<u>1,522 点</u>	イ大臼歯	1,341 点
ロー犬歯・小臼歯	1, 169 点	ロー犬歯・小臼歯	1,030 点
ハ 前歯 (切歯)	900 点	ハ前歯(切歯)	1,000
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)	300 1117	2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	100 ///
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ大・小臼歯	987 点	イ大・小臼歯	894 点
ロ 犬歯・小臼歯	23. 派 772 点	ロ 犬歯・小臼歯	699 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>· · · = /////</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u> </u>
イ大臼歯	677 点	- イ 大臼歯	614 点
ロ 犬歯・小臼歯	 589 点	ロー犬歯・小臼歯	534 点
ハ前歯(切歯)	546 点	ハ前歯(切歯)	495 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		 M021 線鉤(1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	884 点	(1) 双子鉤	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	683 点	(2) 二腕鉤(レストつき)	603 点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以	(上)、線鉤	1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%	(以上)、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

		T	
(1) 前歯	273 点	(1) 前歯	248 点
(2) 犬歯・小臼歯	294 点	(2) 犬歯・小臼歯	267 点
(3) 大臼歯	339 点	(3) 大臼歯	307 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料と	キーパー料と	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキー	パー料と
の合計により算定する。		の合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	677 点	イ 大臼歯	614 点
ロー小臼歯・前歯	495 点	ロー小臼歯・前歯	449 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	44 点	イ 大臼歯	40 点
ロー小臼歯・前歯	33 点	ロー小臼歯・前歯	30 点
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,582 点	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	1,434 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

(別表)

I (略)

Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から┃Ⅲ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から 第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

001~122 (略)

- 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
 - (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① (略)
- ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の 治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用、冷凍ア ブレーション用又はパルスフィールドアブレーション用のカテ ーテルであること。
- ③ (略)
- (2) 機能区分の考え方

構造により、熱アブレーション用(6区分)、冷凍アブレーシ ョン用(2区分)及びパルスフィールドアブレーション用の合計 9区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
 - ①~⑧ (略)
 - ⑨ パルスフィールドアブレーション用 次のいずれにも該当すること。

改正前

(別表)

I (略)

第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

001~122 (略)

- 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
 - (1) 定義 次のいずれにも該当すること。
 - ① (略)
 - ② 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の 治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用又は冷 凍アブレーション用のカテーテルであること。
 - ③ (略)
 - (2) 機能区分の考え方

構造により、熱アブレーション用(6区分)及び冷凍アブレー ション用(2区分)の合計8区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

 $(1)\sim(8)$ (略)

(新設)

- ア 薬剤抵抗性を有する発作性心房細動の治療を目的として使用するパルスフィールドアブレーション用のカテーテルであること。
- <u>イ 高周波電流等、熱による心筋焼</u>灼用のカテーテルでないこと。
- <u>ウ</u>ペーシング刺激による、肺静脈隔離後のエントランスブロック確認を行う機能を有すること。

124~188 (略)

189 削除

 $124 \sim 188$ (略)

189 ヒト骨格筋由来細胞シート

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品(2)ヒト 体性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト(自己) 骨格筋由来細胞シート」であること。
- ② 採取した患者の骨格筋から得られる筋芽細胞を培養し、シート状に調製するために用いられる材料であること。
- (2) 機能区分の考え方

用いられる工程に応じて、採取・継代培養キット及び回収・調 製キットの合計 2 区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
 - ① 採取・継代培養キット

<u>患者より骨格筋を採取した後、筋芽細胞の継代培養が終了</u> するまでに使用される材料から構成されるキットであること。

② 回収・調製キット

<u>筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまでに使用される材料から構成されるキットであること。</u>

 $190 \sim 227$ (略)

(新設)

190~227 (略)

228 <u>培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット</u> 次のいずれにも該当すること

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト細胞加工製品(1) ヒト体細胞加工製品」であって、一般的名称「ネルテペンドセル」であること。
- ② ドナーより採取したヒト角膜から成熟分化角膜内皮細胞を含む細胞を採取し、生体外での初代培養を経て拡大培養、分化及び成熟工程を経ることにより得られる成熟分化した培養ヒト角膜内皮細胞の懸濁液を精製及び投与するキットであること。
- 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット

次のいずれにも該当すること

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工心膜用補綴材」であること。
- ②大動脈弁位又は僧帽弁位における人工心臓弁留置術後の欠損孔を閉鎖することを目的に、経皮的に病変部に挿入留置して使用する人工補綴材セット(デリバリーシステムを含む。)であること。

Ⅲ~IX (略)

(新設)

Ⅲ~IX (略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

改 正 後

- 1 2 (略)
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 く。) に係る取扱い

001~122 (略)

- 123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
 - (1) 熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体 外式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号 「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピ ング加算は算定できない。
 - (2) パルスフィールドアブレーション用については、肺静脈隔離後 のエントランスブロック確認を目的として体外式ペースメーカ用 カテーテル電極・心臓電気生理学的検査機能付加型・冠状静脈洞 型と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。

125~188 (略)

189 削除

改正

- Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「┃Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「 - 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 | - 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1 • 2 (略)
 - く。) に係る取扱い

001~122 (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

熱アブレーション用の「体外式ペーシング機能付き」又は「体外 式ペーシング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K 595 経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加 算は算定できない。

(新設)

 $125 \sim 188$ (略)

- 189 ヒト骨格筋由来細胞シート
 - (1) ヒト骨格筋由来細胞シートは、虚血性心疾患による重症心不全 患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分と して関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使 用要件等の基準について」に従い、ハートチームによる適応判定 が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がない と考えられる症例に対して、同基準に従って使用された場合に限

190~227 (略)

- 228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット
 - (1) 水疱性角膜症の患者であって、最良矯正視力が 0.7 未満であること及び不可逆の角膜上皮浮腫が存在することが確認されたものに対して使用した場合に、1回の手術において片眼につき1回に限り算定できる。
 - (2) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
 - (3) 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キットを使用する前の患眼 の最良矯正視力及び角膜内皮細胞密度を診療報酬明細書の摘要欄 に記載すること。
- 229 弁周囲欠損孔閉鎖セット
 - (1) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、大動脈弁位又は僧帽弁位における 人工心臓弁留置術後の人工弁周囲逆流に起因する症候性の心不全 若しくは機械的溶血性貧血を有し、かつ外科的手術リスクが高い 患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された 患者に対して、欠損孔を経皮的に閉鎖することを目的に使用した 場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
 - (2) 弁周囲欠損孔閉鎖セットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
 - (3) 弁周囲欠損孔閉鎖セットの使用に当たっては、区分番号「K5 55」弁置換術が適応とならない医学的な理由を診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。

 $4 \sim 6$ (略)

II ~IV (略)

り算定できる。

(2) ヒト骨格筋由来細胞シートは、1人につき1回まで算定できる こととし、使用する際は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及 び医学的な根拠を詳細に記載すること。

190~227 (略)

(新設)

(新設)

 $4 \sim 6$ (略)

II ~IV (略)